

確 約 書

株式会社ミライノベート（以下「甲」という。）及び株式会社エスポア（以下「乙」という。）は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める上場規程第423条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2022年10月31日割当予定の乙株式150,000株、及び甲が乙より割当を受け取得する第3回新株予約権の行使により将来取得する予定の乙株式（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2022年10月31日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を名証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を名証に行うこと及び名証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、名証の定める上場規程第423条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、名証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに名証にその写しを提出すること及び名証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2022年 10月 14日

甲 (住 所) 東京都品川区西五反田七丁目17番7号
(名 称) 株式会社ミライノベート
(代表者名) 代表取締役 泉 信彦



乙 (住 所) 愛知県名古屋市緑区曾根二丁目162番地
(名 称) 株式会社エスポア
(代表者名) 代表取締役社長 矢作 和幸



確 約 書

矢作和幸（以下「甲」という。）及び株式会社エスポア（以下「乙」という。）は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める上場規程第423条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2022年10月31日割当予定の乙株式30,000株、及び甲が乙より割当を受け取得する第3回新株予約権の行使により将来取得する予定の乙株式（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2022年10月31日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を名証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を名証に行うこと及び名証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。


第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、名証の定める上場規程第423条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、名証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに名証にその写しを提出すること及び名証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2022年10月14日

甲 (住 所) 東京都町田市 [REDACTED]
(名 称) 矢作 和幸 

乙 (住 所) 愛知県名古屋市長区曾根二丁目162番地
(名 称) 株式会社エスポア
(代表者名) 代表取締役社長 矢作 和幸 